

令和2年（2020年）3月16日

日光市議会議長 齋藤伸幸様

市民福祉教育常任委員長 青田兆史

委員会調査報告書（所管事務調査）

市民福祉教育常任委員会は、所管事務調査として調査・研究を行い、その結果を取りまとめましたので、日光市議会会議規則第109条の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 調査事項 市民等との意見交換会（議会報告会）について
- 2 調査目的 市民等から所管に関する意見を直接聴く場を設けることで、市民ニーズを把握し、議案審査や政策提言などの常任委員会活動に反映させることを目的とする。
- 3 調査活動 栗山診療所における夜間・休日の医師不在について重要な問題と捉え、下記の日程で調査を実施した。

期 日	会議及び調査内容	場 所
R1. 9. 6	所管事務調査事項について（調査事項の決定）	委員会室
R1. 9. 10	今後の進め方 地元関係者との意見交換（栗山診療所の診療体制）	委員会室
R1. 11. 12	地元関係者との意見交換（栗山診療所の診療体制）	栗山公民館
R2. 1. 16	今後の進め方 執行部との意見交換（栗山診療所の診療体制）	中会議室
R2. 1. 30	①執行部との意見交換（栗山診療所の診療体制） ②意見交換会及び執行部との意見交換の総括について	委員会室
R2. 3. 9	所管事務調査報告書について	委員会室

4 調査の結果

まず、地元関係者との意見交換をするにあたり、当診療所の診療時間外の対応について執行部に確認した。その対応は、電話での連絡体制をとっており、医師・看護師・市職員2名の4名が当番で対応しているとのことだった。状況に応じて当番が医師と連絡をとり、救急搬送、二次救急医療機関の案内、医師による状況確認の3つの対応をしており、平成30年度の対応実績は医師対応2件、医師電話対応3件、職員電話対応2件とのことだった。

○地元関係者との意見交換

地元関係者との意見交換を行い、参加者からは当診療所の診療体制に対する切実な思いと願いを含んだ大変重要な意見が挙がった。

主な内容は、「現在の先生は地域のさまざまな行事に参加するなど、地域に根差した先生で安心し信頼できる」という意見がある一方で、「大型連休等の長期の休みの間は地区内に医師が不在となり、他の地域に搬送するか救急車を呼ぶことになるため不安」との意見や、「子供の予防接種の翌日が休診日なので何かあった場合は心配」などの深刻な意見があった。

今回の意見交換会では、診療所の医師が地域の方々と日々コミュニケーションを取りながら、地域の事情を理解した上で医療にあたっていることを知ることができたが、大型連休等における休日診療の問題などの課題も明らかになった。

○執行部との意見交換

地元関係者との意見交換を踏まえ、課題を抽出した上で、執行部との意見交換を行った。

執行部からは、大型連休等長期の休みの対応については、医師が把握している患者本人や職員に対し、事前に緊急時の指示を出して対応している、臨時休診等の周知は、診療所内に掲示するとともに栗山診療所だよりで周知しており、栗山診療所だよりに間に合わない場合には、自治会に回覧をお願いして周知しているとの説明があった。また、子供のインフルエンザの予防接種は、下校時間が早い水曜日に設定しているが、家族等の都合に合わせて、火曜日、水曜日どちらでも受けられる対応をしており、住民から接種曜日の変更の希望があれば変更することも可能であるとのことだった。

さらに、医師の居住については、医師不足の社会情勢下において、へき地診療所の医師確保は特に厳しい状況にあることは変わりなく、医師住宅への居住を条件とすることは困難な状況にあるが、引き続き栃木県に対して派遣依頼の際には要望していきたいと説明があった。

委員からは、子供のインフルエンザの予防接種について、次の日が休診になっており、体調変化への住民の不安は否めないことを強く感じたので、執行部や地域の皆さんの考え方でよい曜日が設定できれば行ってもらいたいとの意見や、救急車を呼ぶ場合について、場所によっては現場への到着までに1時間程度、そこから医療機関への到着までに

1 時間程度を要することから、住民の生活に合った医療体制・診療体制を考えなければならないとの意見があった。

また、診療時間外の対応については、当番職員が対応しているということだが、その対応内容を知らない地域住民がいるため、周知の充実を図る必要性があるとの意見もあった。

なお、後日執行部から子供のインフルエンザの予防接種について、住民の希望に応じて診療時間中であればいつでも接種できるように変更したとの報告を受けた。

○意見交換会及び執行部との意見交換の総括

栗山地域の現状を踏まえ、当診療所に派遣される医師が栗山地域に居住して、地域の医療を担ってくれるよう栃木県に伝えるべきとの意見や、執行部が栃木県に毎年提出している要望書に当診療所の医師の派遣の項目を追加し、執行部から栃木県に要望してもらいたいとの意見があった。

これらの意見を踏まえ、報告書に当診療所の医師派遣に関する執行部への提言を含めること、また、委員会から2月定例会に、県への意見書提出を求める議員議案を提出することとした。

5 まとめ

当診療所の医師は、合併以前は栗山地域に居住していたが、現在は日光市内の他地域に居住しており、夜間の医師不在が住民に不安をもたらしている。

当診療所の休診日は、木曜日、土曜日、日曜日、祝日、年末年始であり、大型連休等の長期の休みの間は地区内に医師が不在となるため、車で50分程度を要する今市地域の医療機関へ搬送するか、場所によっては現場への到着までに1時間程度、そこから医療機関への到着までに1時間程度を要する救急車を呼ぶしかない現状もある。

また、少子・高齢化が急速に進む栗山地域において、夜間や長期休暇時の医師不在の問題は人口減少を加速させる懸念がある。

このようなことから、今後の当診療所について、地域住民の不安を払拭し、生活に則した医療体制を目指し、以下の2点について、市長に提言することを求め、報告とする。

- ①栗山診療所の医師派遣について、「栃木県への要望」提出時などの機会を捉えて、引き続き夜間診療にも対応できる医師の確保を求めること。
- ②診療時間外の対応等についてのわかりやすい周知に努めるとともに、住民の要望に最大限配慮すること。